

平成26年第2回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録目次

第1日 5月19日（月曜日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	2
欠席議員	2
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため議場に参加した者の職氏名	2
開会及び開議	3
議事日程の報告	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）	3
議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）	5
議案第30号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））	6
議案第31号 副町長の選任について	11
閉 会	12
署 名	13

第 1 号

(5 月 19 日)

平成26年第2回（5月）出雲崎町議会臨時会会議録

議事日程（第1号）

平成26年5月19日（月曜日）午前9時30分開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 4 議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）
- 第 5 議案第30号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））
- 第 6 議案第31号 副町長の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

○出席議員（10名）

1番	宮下孝幸	2番	中野勝正
3番	中川正弘	4番	高桑佳子
5番	田中政孝	6番	仙海直樹
7番	加藤修三	8番	諸橋和史
9番	三輪正	10番	山崎信義

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	小林則幸
副町長	小林忠敏
教育長	佐藤亨
会計管理者	小田嘉代子
総務課長	山田正志
町民課長	池田則男
保健福祉課長	河野照郎
産業観光課長	田口誠
建設課長	玉沖馨
教育課長	山田栄

○職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局長	田中宥暢
書記	佐藤千秋

◎開会及び開議の宣告

- 議長（山崎信義） ただいまから平成26年第2回出雲崎町議会臨時会を開会します。
本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

- 議長（山崎信義） 本日の日程は、議事日程第1号のとおりであります。
-

◎会議録署名議員の指名

- 議長（山崎信義） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、4番、高桑佳子議員及び5番、田中政孝議員を指名します。

◎会期の決定

- 議長（山崎信義） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

- 議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例
制定）

- 議長（山崎信義） 日程第3、議案第28号 町長専決処分について（出雲崎町税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

- 町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第28号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、平成26年度の地方税法改正に関する地方税法の一部改正が本年3月31日に公布されたことに伴いまして、関連する出雲崎町税条例の一部を改正する必要性が生じたため、3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、地方税法等の改正に伴うもので、条例の附則で規定している各種規定の廃止や課税特例の適用延長、固定資産にかかわるわがまち特例の追加などが主なものでありま

す。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） それでは、補足をさせていただきます。

資料の1ページをご覧ください。今回の一部改正の概要でございますけれども、1番の改正の趣旨につきましてはご覧のとおりです。

2番の主な改正内容についてですけれども、（1）としまして、条例附則で規定しておりました記載のア、イ、ウの特例規定を廃止するもの、（2）では肉用牛の事業所の特例の延長、それから（3）におきましては、これまで3つの施設に加えて、記載のアからオまでの5つの施設についても課税標準額を減額する規定を追加することです。また、（4）から（7）までについてもそれぞれ地方税法の改正に伴うものでございます。

なお、今回の改正においては当町の税務に直接関係するものは全くございませんで、国の税制の改正に伴って、沿って当町の条例を改正したものでございます。

以上が改正の概要でございます。3月31日付で専決処分させてもらいまして、4月1日に施行したというところでございます。

また、条例の新旧対照表につきましては資料の3ページ以降をご覧くださいと、このように思っております。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第28号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第28号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第28号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第28号は原案のとおり承認されました。

◎議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を
改正する条例制定）

○議長（山崎信義） 日程第4、議案第29号 町長専決処分について（出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定）を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第29号につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決処分は、出雲崎町税条例と同じく、平成26年度の税制改正に伴うもので、地方税法施行令の一部改正により出雲崎町国民健康保険税条例の一部を改正する必要性が生じたために、3月31日に専決処分したものであります。

改正の内容につきましては、1つ目は国民健康保険税のうち、後期高齢者支援金分と介護納付金分の課税限度額をそれぞれ引き上げる改正であります。2つ目は、低所得者に対する保険税の軽減を拡充する措置を講ずるための改正であります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

町民課長。

○町民課長（池田則男） 資料の2ページをご覧ください。2番の主な改正の内容ですけれども、1点目としましては課税限度額の引き上げでございます。アの後期高齢者支援金分、イの介護納付金分ともに2万円の引き上げとなるものでございます。参考までに、医療給付費分の課税限度額は51万円で、これまでと変更はございません。

2点目としましては、保険税の軽減対象世帯の所得算定基準の見直しでございます。1つ目、アのほうですね。5割軽減世帯については総所得金額が5割軽減の条件となる金額を超えない場合に対象となりますけれども、これまでの計算方法では世帯主を含めない被保険者数で計算していたものを、今回の改正によりまして世帯主を含めて計算することとなります。したがって、実質的には5割軽減の対象が拡大・拡充するということになります。

また、イの2割軽減世帯についても軽減の条件となる基準額を引き上げることによりまして、実質的に2割軽減の対象が拡大・拡充されるものでございます。

以上が改正の内容の主なものでございまして、3月31日付で専決処分させてもらいまして、4月1日から施行したものでございます。

なお、新旧対照表につきましては資料の15ページ以降をご覧くださいと、このように思います。

よろしく願いいたします。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思えます。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第29号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第29号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第29号は原案のとおり承認されました。

◎議案第30号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））

○議長（山崎信義） 日程第5、議案第30号 町長専決処分について（平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号））を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第30号 平成25年度出雲崎町一般会計補正予算（第8号）の専決処分につきましてご説明を申し上げます。

このたびの専決補正予算は、25年度中の地方譲与税、配当割交付金、株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税などの各交付金、また地方交付税、国庫支出金、財産収入、繰入金などの歳入金額が確定をいたしましたので、平成26年3月28日に専決処分いたしました。

歳入につきましては、各款で大きな動きのあったものを計上いたしました。

歳出では、歳入の交付金の追加を受け、財源調整を行い、2款総務費で財政調整基金へ積み立て、また地域の元気臨時交付金基金への追加積み立てを行いました。

また、7款の商工費では補給金、工事費の実績による減を、8款土木費では除雪車両修繕、委託料の減、工事費、助成金を減額いたしました。

11款では公債費、長期債の利子分を減額いたしました。

これらによりまして歳入歳出にそれぞれ補正額を4,791万8,000円を追加いたしまして、専決後の予算総額を36億5,369万1,000円としたものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） 補足説明がありましたら、これを許します。

総務課長。

○総務課長（山田正志） それでは、補足説明をさせていただきます。

歳入の308ページからお願いをいたします。地方譲与税、譲与税関係、また交付金関係につきましては、町長の説明のとおり金額の確定によるものを計上いたしました。

309ページ、ゴルフ場利用税交付金につきましてこの金額、確定しておりますが、25年1月から12月の利用者4万1,104人ということで、前年が4万498人でしたので、606人ぐらい増えているというふうなものでございます。

続きまして、310ページお願いいたします。10款地方交付税についてでございます。今回の補正につきまして、これ特別交付税分を追加いたしました。当初で3,500万円特別交付税見ておりましたが、今回追加というふうなことで6,954万9,000円追加というふうなことでございます。普通分につきましては15億3,400万円、特別分につきましては1億400万円というふうな金額になって、総計が16億3,900万円という金額になってございます。

続いて、15款につきまして地域の元気臨時交付金、これにつきましては町道山谷相田線の関係で充当しておりましたが、この分は確定で交付金自体が増えてきております。

続いて、財産収入、2項の財産売払収入についてでございます。今回計上したものの、331万円これ追加してございますが、今回3件ございます。尼瀬の山田マリ子さんが住んでいらっしゃいましたけど、寺澤八一さんから寄附いただいた土地の隣接の方、島宗さん、境界の関係で出入りしてございましたので、整理をいたしまして、島宗さんにその土地の部分を一部売却というふうなものでございます。測量費関係かかっておりますので、それ含めて売却というふうな部分でございます。それと、寺沢さんから寄附いただいた土地、これにつきましては田口厚志さんという方に、井鼻の方で

ありますが、売買いたしました。普通財産と。これは、面積的には347平米ございます。測量関係、事務費を含めまして315万8,000円で売却しております。平米9,100円で渡しております。実際面積も大きい土地でありますので、空き家・空き地バンクに一旦登録しまして、そこで様子を見まして、応募お1人だけだったというふうなことでございます。実際空き家・空き地バンクにつきましては、条件もいい場所ですので、3年以内に工事着工、あと子育てを優先してされる方というふうな条件をつけてのものでございますが、一応引合いはありましたけれども、公平にということでバンクに登録して、結果的には1件だったというふうなことで売却しております。もう一件は、これは船橋でございます、藤本石屋さんの下に、前田んぼでありまして、水路が青筋で入っております。それを法定外公共物ということで所有者、土地の所有者は宇佐美さんでいらっしゃいますが、その方に売り渡したというふうなものでございます。これは、面積的に少なく、32平米弱でございます。いずれも土地の評価額で基本は売り渡しておりますけれども、プラス測量関係が入りますと、その分を合わせて代金の中に入れて売り払っているというふうなケースでございます。

続いて、繰入金についてでございます、財政調整基金につきましては当初2億8,000万円繰り入れいたしました、最終的に交付税等の伸びがありまして、繰り入れはゼロというふうなことで繰入金を減額しております。あとは、中越沖地震復興支援基金、これは3,000万円で基金つくったものでございます。最後まで残っているのが釜谷梅の団地の関係で充当している部分であります、事業費が思ったほどかからなかったということで繰り入れを減にしているというふうな部分でございます。あと2年ぐらいで大体終わるかなというふうなものでございます。

続いて、312ページ、歳出でございます。財産管理費の委託料、除雪の委託料でございます。総務で1台お預かりしている除雪機でございます。米田周辺の施設関係ですかね、その辺の部分、除雪をしている部分でございますが、6回出動いたしました、精算というふうなものでございます。

あと、地域づくり推進事業、これにつきまして当初150万円で予定しておりましたけど、結果的には60万弱の支出というものの4件でございましたので、その分減額いたしました。

財政調整基金は、繰り入れをゼロにして、さらに5,500万円ちょっと積み立てをしたというふうなことで、25年度末ですと22億6,800万円というふうなことでございます。

地域の元気臨時交付金、先ほど歳入若干増えましたが、山谷相田線の事業に充当しておりましたが、その部分工事が落ちて不用になった部分もありますので、その分積み立てというふうなことで26年度の事業としてまた執行というふうなことになります。

続いて、313ページでございます。農林水産業費、これは先ほどの釜谷の基金の財源の入れかえでございます。

それと、7款商工費につきましては中小企業信用保証料補給金減ということで、当初200万円予定しておりましたが、2件の実績だったということで不用分減にしております。

あと、観光用公衆便所につきましては、これは精算によるものでございます。

続いて、314ページでございます。土木費の除雪関係になります。道路維持関係で思ったより少雪というふうなことで除雪車の車両修繕がかからなかったというふうなこと。あと、除雪の委託料につきましても、結果的には8回の出勤になっておりますけど、部分出勤が2回、全体が6回というふうなことでございますが、除雪料のほうが不用が出たというふうなことであります。あと、町道の用地測量、これも測量の精算によるものでございます。

それと、住宅費のほう、海岸の背後地関係、これは工事の精算によるものでございます。

街なみ整備関係は、これは5件の申請ございましたが、結果的には不用が出たというふうなことで、がんばる街なみ支援助成金は利用がなかったというふうなことでございます。

公債費につきましては、24から25への繰り越し事業が多かったというふうな部分で、長期の借入れ分が不用が出たというふうなことでございます。

以上でございます。ありがとうございました。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありますか。

8番、諸橋和史議員。ページを添えてください。

○8番（諸橋和史） 歳出、312ページ、ここだけではないんですけども、不用額、企画費の地域づくり推進事業費補助金の減ということで、件数、先ほど総務課長話された6件ですか、応募が。これは、地域にとっては非常に大切な資金源だと私個人では思っております。応募がなかったならば、それでしようがないとは思っておりますけども、この不用額となった90万円を今後は執行しないものですか。そこらのところをちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 90万円については、実績というふうなことで減になっております。したがって、60万円が25年度の実績だったというふうなことでございますが、26年度につきましてはちょっと実績を見ながら、当初100万円を計上してあると思っております。そんな中でまた様子を見ていければなど。地域づくり、当初120万円を計上してございます。26年、30万円ちょっと減額したというふうなことでございますが、実際最近集会所の修理のような原材料費の部分でも該当してきておりますので、今年に入りましてからちょっと照会が何件かありますので、できる限りまたPRして利用してもらえればなというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（山崎信義） 2番、中野勝正議員。

○2番（中野勝正） 今総務課長のほうから、その金額等について集会所でも対応を考えておられるというようなお話聞いたわけですが、そうしますと1つの例としまして、大門の集会所を集落に置いて年数が大分たっていますので、こうしたときに外回りの外装等のああいふふうな仕事に対してはこういうふうなのが当てはまるかどうか。どんなでしょうか。

○議長（山崎信義） 総務課長。

○総務課長（山田正志） 雨板を変えたりするようなケースが最近多くなってきております。当然該当いたしますが、上限額15万円というふうな部分で材料費のみでありますので、ほんの部分修理みたいな形でご利用いただくといいんですけども、大々的なような形になるとなかなか金額的には小さいかなというふうに思いますが、ぜひご相談いただければ対応できると思います。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 314ページ、道路維持の関係で、先ほど本年まれに見る少雪で、除雪車の出動回数が非常に少なかったと。私は常々、努力をしてお金が余るのは特段に問題にしなくてもいいと。皆さん同じ結果を得て、予算が余れば、それでそれでいいことだと言いました。これは、たまたま自然に係ることです。

1つお伺いしたいのですが、各市町村において除雪業者が非常に少なくなっている。受け手がなくなってきている現状が伝えられております。除雪回数が多ければ、当然お金になるわけですけど、待機していたときにどの程度の費用弁償がなされているのか。その辺のところもしありましたら、例えば出動しないでいた場合については全くお金にならないのか。その関係をちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（山崎信義） 建設課長。

○建設課長（玉沖 馨） 細かな数字はちょっと記憶しておりませんので、申しわけございませんが、ただ今おっしゃるとおり雪の少ないところで当然待機をしていただかなければいけないということを含んで委託をしておりますので、1台の除雪ドーザについて幾らという形で基本的な待機料というものを計上して、当初の契約の中で行っております。

ワンシーズン、全く出ないときに72時間相当という数字で待機料をお支払いしますよと。そのかわりたくさん出れば、待機料を減らさせていただきますということで、稼働が72時間を超えますと、待機料がなくなって稼働費のみになりますし、50時間しか出なかったとなると、22時間分の待機料をお支払いするというような形で業者さんとは契約しておりますし、また除雪をしていただいている業者さんの数が減った、あるいはオペレーターの方が減っているというようなことで、当町の場合は直営という形の形態をとりまして、そのシーズンだけ直接臨時的な雇用関係を結んで、直営の形でドーザの除雪をしていただくという部隊を3チーム用意して、業者さんが少なくなっている部分の対応をしたいということで数年前からそういった取り組みを行っております。この方々に対しても同じようにワンシーズン幾らという形で待機料という形で用意するので、何とか頑張っていたきたいということでお願いをしておるとい実態です。

○議長（山崎信義） 1番、宮下孝幸議員。

○1番（宮下孝幸） 予算に限りがありますから、どんどん出せなんていうこと言うわけではありませんけど、なかなかシーズン、いつ雪が降るかわからないという、自然を相手にしているものですから、他町村なんか見ても、やっぱりどんどん除雪から撤退をする業者さんの話なんかが出ています

と、採算がとれないと。この町については、町がドーザをほとんど用意されて、除雪の委託料とい
いますか、運行料だけお支払いしているというような形ではありますが、待機についてもどの程度払
われているのかわかりませんが、業者のほうの関係の話をよくお聞きいただきながら、業者が
なるべく少なくならないように配慮いただいて、大雪のときには業者がいなければ、道路の確保も
できないわけでありまして、その辺のところよく加味しながら、今後またご検討いただくというこ
とをお願いをしておきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（山崎信義） ほかにございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第30号は、会議規則第39条第3項の規定によ
り委員会付託を省略したいと思っております。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第30号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第30号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第30号は原案のとおり承認することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第30号は原案のとおり承認されました。

◎議案第31号 副町長の選任について

○議長（山崎信義） 日程第6、議案第31号 副町長の選任についてを議題とします。

〔副町長 小林忠敏君退場〕

○議長（山崎信義） 提出者の説明を求めます。

町長。

○町長（小林則幸） ただいま上程されました議案第31号 副町長の選任につきましてご説明を申し

上げます。

現在副町長をお願いしております小林忠敏氏は、2期8年の実績とともに、経験豊富な人でありますので、引き続いて副町長をお願いしたく提案するものであります。

よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山崎信義） これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第31号は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は委員会付託を省略することに決定しました。

これから討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（山崎信義） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから議案第31号を採決します。

この採決は起立によって行います。

議案第31号は原案のとおり同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（山崎信義） 起立全員です。

したがって、議案第31号は原案のとおり同意することに決定しました。

〔副町長 小林忠敏君着席〕

◎閉会の宣告

○議長（山崎信義） 以上で本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成26年第2回出雲崎町議会臨時会を閉会します。

(午前10時02分)

上記会議の経過を記載し、その相違ないことを証するため、地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

出雲崎町議会議長 山 崎 信 義

署名議員 高 桑 佳 子

署名議員 田 中 政 孝